

令和2年3月6日（令和元年(2019年)度第34号）



全国保育士会委員ニュース

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
http://www.z-hoikushikai.com

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

<ニュースの内容>

- 全国児童福祉主管課長会議の資料が公表される（厚生労働省）
- 令和元年度公定価格が改定される（内閣府）
—令和元年度国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費改定
- 子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】が開催される（内閣府）
- 平成30年社会福祉施設等調査の概況（厚生労働省）
- 令和2年度 社会福祉法人会計実務講座 募集開始のお知らせ（全社協・中央福祉学院）

◆ 全国児童福祉主管課長会議の資料が公表される （厚生労働省）

令和2年3月3日、厚生労働省は、全国児童福祉主管課長会議の資料を公表しました。

- 厚生労働省トップページ > 政策について > 審議会・研究会等 > 子ども家庭局が実施する検討会等 > 全国児童福祉主管課長会議 > 令和元年度全国児童福祉主管課長会議
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09800.html

【説明資料3】

- ◆PDF ファイル「保育課・少子化総合対策室1（1～38ページ）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000601768.pdf>
 - ・子育て安心プラン、保育人材確保、子ども・子育て支援新制度5年の見直し、幼児教育・保育の無償化などの項目の説明資料です。
- ◆PDF ファイル「保育課・少子化総合対策室2（39～84ページ）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000601769.pdf>
 - ・保育関係予算の概要 45ページ～
 - ・令和2年度の公定価格（保育所等関係）の対応について（案）82ページ～
- ◆PDF ファイル「保育課・少子化総合対策室4（119～162ページ）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000601772.pdf>
 - ・2020（令和2）年度の公定価格の改定（案）145ページ～
 - 「土曜日に閉所する場合の減算調整の見直し」149ページ
 - 「地域区分の改善」150ページ
 - 「処遇改善等加算の運用の改善」152～154ページ

◆PDF ファイル「保育課・少子化総合対策室 5（163～224 ページ）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000601773.pdf>

・2019（令和元）年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査集計結果<速報値>
163 ページ～

◆ 令和元年度公定価格が改定される（内閣府） — 令和元年度国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費改定

令和 2 年 2 月 28 日、内閣府は、令和元年度公定価格について、ホームページに公表しました。

後述の「子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】」において説明されたように、国家公務員の給与に準じて人件費の引き上げがはかられています。

「常勤の保育士、幼稚園教諭等に係る人件費単価 +1.0%程度」と、今回の引き上げは「令和 2 年度以降の公定価格の算定に当たっても引き継ぎ、令和 2 年度予算（案）に反映」されることとなっています。

この公定価格の改定の実施時期は、平成 31 年 4 月 1 日（遡及適用）です。

詳細は、内閣府ホームページに掲載されている告示の別表をご参照ください。

■内閣府ホームページ

内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度
> 法令・通知等 > 政省令

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/seishourei.html>

子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】（令和 2 年 2 月 21 日）
資料 2-1「令和 2 年度公定価格の対応について」から全国保育士会事務局抜粋

令和元年度国家公務員給与改定に伴う 公定価格の人件費改定

（公定価格の算定方法）

公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

（国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費の取扱い）

- ・令和元年の国家公務員給与の改定を踏まえ、公定価格の令和元年度上半期及び下半期の単価表を改定予定。
常勤の保育士、幼稚園教諭等に係る人件費単価 **+1.0%**程度
- ・遡及適用に伴う財源は、令和元年度補正予算において対応。
- ・上記改定は、令和 2 年度以降の公定価格の設定に当たっても引き継ぎ、令和 2 年度予算（案）に反映。

（実施時期）

平成 31 年 4 月 1 日（遡及適用）

（留意事項）

保育士等の処遇改善に関し、改善努力の見える化や処遇改善等加算の残額の削減が求められていることを踏まえ、上記改定と合わせて、市町村に対し、改定の影響（遡及適用後の給付総額見込、処遇改善等加算の内訳等）の事業者へのお知らせを要請するとともに、事業者に対し、①給付増加額の一時金等による職員への確実な支払、②上記改定を加味した次年度の給与表、給与規程等の改定に計画的に取り組むよう要請する。

（参考：令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容）

- ①俸給表の水準の引上げ
- ②勤勉手当の引上げ（0.05 月分）

◆ 子ども・子育て支援新制度説明会 【都道府県等説明会】が開催される（内閣府）

令和2年2月21日、内閣府は、標記説明会について、「動画」と「資料」をホームページに掲載しました。

■内閣府ホームページ

内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 自治体向け説明会等
> 子ども・子育て支援新制度説明会 【都道府県等説明会】

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/r020221/index.html>

〔動画〕（保育所・認定こども園等関連部分ゴシック表記：全国保育士会事務局抜粋）

1. 令和2年度当初予算案について
2. 令和2年度の公定価格（案）等について
3. 幼児教育・保育の無償化について
4. 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しについて
5. 地方分権に係る地方からの提案等に対する対応方針について
6. 地域子ども・子育て支援事業について
7. 保育教諭の資格特例等について
10. 就労証明書の標準的な様式の活用について
12. 子供の貧困対策について
13. 企業主導型保育事業について

〔資料一覧〕（保育所・認定こども園等関連部分ゴシック表記：全国保育士会事務局抜粋）

- 【資料1】 令和2年度当初予算案について
- 【資料2-1】 令和2年度公定価格の対応について
- 【資料2-2】 令和2年度単価表（案）及び【資料2-3】 留意事項通知について
- 【資料2-4】 処遇改善等加算の運用について
- 【資料4】 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について
- 【資料5-1】 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（関連部分抜粋）
- 【資料5-4】 一時預かり事業の職員配置の見直しについて
- 【資料5-5】 社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件について
- 【資料6-3】 延長保育事業（夜間保育所）及び一時預かり事業（厚労省分）の充実について
- 【資料7-1】 保育教諭の資格特例について
- 【資料7-2】 保育教諭の教員免許更新制度について
- 【資料10】 就労証明書の標準的な様式の活用について
- 【資料12】 子供の貧困対策について
- 【資料13】 企業主導型保育事業（仕事・子育て両立支援事業費補助金）
- 【参考資料7】 市区町村独自の認可外保育施設の基準を定める条例について

資料1では、令和2年度予算案、資料2-1では、令和2年度公定価格の変更点が解説されています。資料2-3は、公定価格に関連して「留意事項」通知の案が示されています。

◆ 処遇改善等加算の運用の改善

資料 2-4 は、処遇改善等加算の運用の改善として、①処遇改善等加算Ⅱの要件について、加算額の配分方法の更なる柔軟化、②賃金改善の算定起点となる基準年度を「加算当年度の前年度」とすること等が示されています。

資料 2-4 から全国保育士会事務局抜粋

令和 2 年度における処遇改善等加算の運用の改善

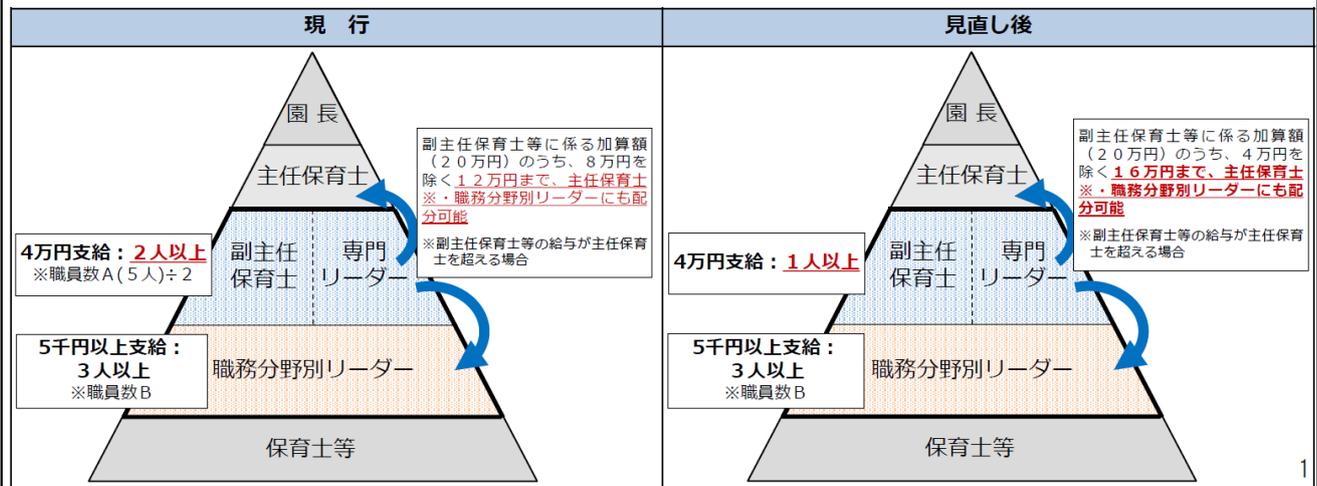
資料 2 - 4

- 各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じた柔軟な対応を可能とするため、保育士等の技能・経験に応じた**処遇改善等加算Ⅱの要件について、加算額の配分方法の更なる柔軟化**を図る。
- 事務負担等の軽減を図るため、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ共通で、賃金改善の算定起点となる**基準年度を「加算当年度の前年度」**とする。

処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の要件緩和

- 処遇改善等加算Ⅱのうち「副主任保育士等」に係る加算額については、**実際に月額 4 万円の賃金改善を行う職員を一定数確保することを求めているが、各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じたより柔軟な対応を可能とするため、**現行の「4 万円の加算額の算定対象人数の 1/2（端数切捨て）以上」を「**1人以上**」に緩和する。
※「加算対象人数の 1/2（端数切捨て）」がゼロとなる施設・事業所についてはゼロとする。

<定員90人（職員17人※）の保育所の場合のイメージ> ※園長 1 人、主任保育士 1 人、一般職員 15 人（保育士 12 人、調理員等 3 人）
4 万円の算定対象人数(職員数 A)：5 人（一般職員数の 1/3）、5 千円の算定対象人数(職員数 B)：3 人（一般職員数の 1/5）



基準年度の見直し

- 処遇改善等加算による賃金改善額について、現行は、**算定の起点となる基準年度が固定時点**となっており、処遇改善等加算ⅠとⅡによっても異なっているが、給与関係文書の保管や算定事務の負担を軽減するため、**処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ共通**で、基準年度を「**加算当年度の前年度**」に見直す。
- その際、毎年度の**賃金改善の確認（加算額と賃金改善額の比較）**は、当該施設・事業所において**加算当年度に新たに講ずべき処遇改善に係る部分に特化**して行うこととする。
※ 国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている施設などこれにより難しい施設については、加算当年度の 3 年前の年度を基準年度として選択することを可能とする。（令和 2 年度は、現行の基準年度も可。）
※ 前年度に処遇改善等加算を取得していない場合は「直前の加算を取得した年度」とする。（新たに処遇改善等加算を取得する場合の取扱いとは現行と同じ。）
※ 新たに講ずべき処遇改善とは、例えば、加算当年度の公定価格における加算率の改定のほか、新たな加算適用、加算前年度からの加算率の増加（キャリアパス要件の充足等）等が想定される。

	現行	見直し後
基準年度	支援法による確認の効力が生じる年度の前年度（平成26年度以前からある保育所については、平成24年度）	加算当年度（当該加算の適用を受けようとする年度）の前年度
考え方	賃金改善額（対基準年度）≥加算額（全体）	賃金改善額（対加算前年度）≥加算額（加算当年度追加） ※加算額の追加がない場合は、現年度の賃金総額が、前年度の賃金水準+人件費改定相当分であることが必要
イメージ図		

- 一方で、「子育て支援に関する行政評価・監視」（平成30年11月 総務省行政評価局）において、一部の保育従事者等に偏った賃金改善がなされているなど加算の目的に照らして不適切と考えられる事案があったとの指摘を受けている。
- このため、基準年度の見直しと併せ、処遇改善の対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職員に重点的に講じられるよう、昨年11月に示した**職員ごとの賃金改善額を確認する様式を賃金改善計画書・実績報告書の添付書類として通知上で位置付け**、令和2年度に提出される令和元年度処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱに係る実績報告書から適用する。
- 加えて、現行、都道府県、指定都市及び中核市が行うことになっている**処遇改善等加算の認定に係る事務・権限に関して、認定事務等を円滑に行うため、都道府県と加算認定の実施を希望する市町村との間で協議が調った場合に、当該市町村に委譲することを可能**とする。
 なお、施設・事業所に所在地外の市町村からの広域利用者がいる場合であっても、他の加算と同様に施設・事業所の所在地市町村において加算認定に係る事務を行うこととし、広域利用者の居住地市町村に対しては、適宜、認定の見直し、結果等を知らせることとする。

◆社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件

資料 5-5 には、既存の社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合、国や地方公共団体以外からの不動産の貸与により可能となること（令和 2 年 4 月 1 日適用）が示されています。

資料 5-5 から全国保育士会事務局抜粋

社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件について 資料5-5

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)(抄)

(19) 社会福祉法(昭26法45)

(ii) 社会福祉法人の資産要件(25条)について、既設法人が放課後児童健全育成事業所を設置する場合には、当該施設の用に供する不動産の全て又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこととし、令和元年度中に「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平12厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長)を改正する。

今回の提案への対応

- 「「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」の一部改正について」(令和2年1月23日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)において、**対応済み(令和2年4月1日適用)**。

◆幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件、教員免許更新制

また、資料 7-1 では、幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等について、資料 7-2 では、教員免許更新制について説明されています。

幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等について緩和する特例の延長（概要） 【認定こども園法一部改正法（第2条）、教育職員免許法（第4条）】

資料7-1

現行制度

教育及び保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園への幼稚園や保育所からの円滑な移行を促進するとともに、潜在的な保育人材の掘り起しを進めるため、認定こども園法一部改正法の施行（平成27年4月1日）から5年間に限り、以下の特例を設けている。

幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格の特例（認定こども園法一部改正法附則第5条）

幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格要件
（幼稚園教諭免許状の授与及び保育士の登録の双方が原則として必要）
を緩和

【原則】

幼稚園教諭免許状の授与

及び

保育士の登録

【特例】

幼稚園教諭免許状※の授与

又は

保育士の登録

※未更新の旧免許状も含む

幼稚園教諭免許状の取得の特例（教育職員免許法附則第18項（現行の第19項））

保育士の登録を受けた者について、
幼稚園教諭免許状の授与の要件
（学士等の基礎資格及び大学等における単位の
修得が原則として必要）を緩和※

【原則】大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合

学位
（短期大学士/学士/修士）

+

大学等における単位の修得
（39単位/+20単位/+24単位）

【特例】

保育士登録 + 学位

+

保育士としての勤務経験

（3年かつ4,320時間※）

+

大学等における単位の修得

（8単位※）

※厚生労働省告示において幼稚園教諭による
保育士資格の取得の特例を措置

※具体的な最低在職年数及び最低単位数については文部科学省令で規定

課 題

待機児童解消のために保育所等の定員増及び保育人材の確保が求められている中で、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方しか保有していない保育教諭等が増えている。

改正内容

今年度末までとされている特例の期限について、令和6年度末まで5年間延長する。

※施行期日：令和2年4月1日

（資料の全体は内閣府ホームページをご参照ください。）

<保育教諭における教員免許更新制の取扱いについて>

（中略）

- 経過措置期間の終了間際である令和6年度には、講習の受講希望が集中することが予想されることも踏まえ、幼稚園教諭免許状をお持ちの保育教諭は、免許状更新講習の受講期間を必ず確認した上で、当該期間のできるだけ早い段階から計画的に講習を受講し、免許管理者への手続きを行っていただくようお願いいたします。

3.更新の必要がある人とは？ ～保育士の場合も更新が必要なの？～

アルバイトやパートタイム（以下パート等とする）で教員をされている場合も、「現職教員」に含まれます。
現在の職が以下に該当するか不明の場合、勤務先の管理職の方に御確認ください。

現在の勤務先	現在の状況（職等）
①幼稚園	幼稚園教諭（非常勤講師・パート等含む）
②幼保連携型認定こども園	保育教諭（非常勤講師・パート等含む）
③幼稚園型認定こども園	幼稚園教諭（非常勤講師・パート等含む）

◆受講義務者◆

所定の期間内に更新の手続きを行わない場合、免許状は失効します。
※現職教員の場合、免許状が失効することで失職に繋がる場合もあります。

現在の勤務先	現在の状況（職等）
④幼稚園型認定こども園	保育士（パート等含む）
⑤保育所型認定こども園	保育士（パート等含む）
⑥地方裁量型認定こども園	保育士（パート等含む）
⑦認可保育所	保育士（パート等含む）
⑧幼稚園併設型認可外保育施設	保育士（パート等含む）
⑨教育以外の職、無職	・教員採用内定者 ・非常勤講師リスト登録者 ・教員経験者

◇受講対象者◇

受講義務はありませんが、免許状を更新する希望がある場合、講習を受講することができます。



※認可外保育施設、小規模保育施設、事業所内保育施設に勤務する保育士は、⑧に該当しない限り、受講対象者に該当しません。
※免許状更新講習を受講するには、上記の受講義務者若しくは受講対象者のいずれかに該当することが必要です。

【幼稚園や保育所等で「補助」や「支援員」として勤務している場合も免許状の更新が必要？】

⇒教諭等の「教育職員」として勤務する者と、校長や園長等の「教育の職にある者」については、免許状を更新する義務があります。
現在の職が、更新義務のある「教育職員」等に該当しているかどうか、管理職へ御確認ください。

4

7 よくある御質問

問1 自分の修了確認期限（免許状の有効期間）が分かりません。簡単に分かる方法はありませんか

（答）

文部科学省ホームページにおいて「教員免許状の有効期間確認ツール」を掲載しています。御自身の免許状情報や生年月日等を入力いただくことで、簡単に修了確認期限（有効期間の満了の日）を確認することが可能です。ぜひご活用ください。

教員免許状の有効期間確認ツール

文部科学省ホームページの「教員免許状の有効期間確認ツールについて～更新時期確認の御参考に～」のコーナーをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/013/1420173.htm

問 2 かつては幼稚園教諭として勤務していたが現在は職を離れている方についても免許状が失効するのでしょうか。

(答)

平成21年3月31日までに授与された旧免許状の幼稚園教諭免許状を持っているが、現在は幼稚園の教員等の教育職員でない方は、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することの義務は課されていませんので、免許状更新講習を受講しないまま修了確認期限が経過しても、持っている教員免許状が失効することはありません。

平成21年4月1日以降に授与された新免許状の幼稚園教諭免許状については、職に就いているかどうかにかかわらず、有効期間の更新手続を行わない場合、教員免許状が失効します。

ただし、修了確認期限又は有効期間の満了の日（以下「修了確認期限等」という。）が過ぎた後に、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の教諭・講師等につく場合は、採用されるまでに、免許状更新講習を受講・修了し免許管理者に必要な手続を行うことが必要です。（幼保連携型認定こども園の場合は特例措置あり。問7参照）

なお、教員免許状を失効した場合であっても、教員免許状授与のために大学等で修得した単位は消えないため、引き続き教員免許状授与のための所要資格を満たしていれば、再度新免許状の授与を受けることができます。

その際、所要資格を満たした時点から10年後の年度末を既に経過している場合は、免許状の授与申請の前に、30時間以上の免許状更新講習を受講・修了することが必要です。

問 3 「認定こども園に勤務する保育士」、「認可保育所に勤務する保育士」及び「幼稚園を設置する学校法人等が設置する認可外保育施設に勤務する保育士」のうち教員免許状を有する者についてはどのように取り扱われるのでしょうか。

(答)

教員等の教育職員ではありませんので、各自の修了確認期限等までに免許状更新講習を受講し、免許管理者への手続を行う必要はありませんが、これらの保育士は免許状更新講習を受講することができる者とされており、任意で各自の修了確認期限等までに免許状更新講習の受講・修了し、免許管理者への手続を行うことができます。

◆保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方

なお、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しについて」の説明動画の中で、保育所等において「子どもが全員帰宅した後の取扱いに関し、保育士がいなくても可」とすることを改めて周知することとされています。

これについて、「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について（通知）」が令和2年2月14日に発出されていますので、併せてご確認ください（別添参照）。

本通知の趣旨は次のとおりです。

（通知から全国保育士会事務局抜粋）

保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について（通知）

2.利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置について

現行の規定においては、設備運営基準第33条第2項ただし書等、保育所等における保育士の配置を担保するための規定を設けているところ。当該規定の趣旨は、設備運営基準第33条第2項に基づき算出される配置すべき職員数にかかわらず、利用

乳幼児に対して保育を提供するために必要な保育士の配置を確保するものであり、施設が開所する全ての時間帯において保育士を配置することを求めるものではない。

保育所等において、開所時間中に、全ての利用乳幼児が帰宅するなどにより利用乳幼児のいない時間帯が生じた場合にあっては、保育士の配置を求めないこととすることも差し支えない。ただし、この場合においても、突発的な事由により、自治体又は保護者から保育所に対して至急連絡を取る必要が生じた際に、少なくとも保育所等の開所時間内においては、随時円滑に施設管理者への連絡を取れる体制を確保すること。

(後略)

◆ 平成 30 年社会福祉施設等調査の概況（厚生労働省）

令和 2 年 3 月 4 日、厚生労働省は、標記調査の概況をホームページに公表しました。今回の調査の概況は平成 30 年 10 月 1 日現在のもので、本調査は毎年実施されています。

施設の種別別に施設数をみると、保育所等（幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所）は、27,951 施設で、前年に比べ 814 施設、3.0%増加しています。保育所等の定員は 2,715,914 人、在所者数は 2,535,964 人、在所率は 93.4%となっています。

調査結果の全体像、他の施設種別の集計結果は、下記の厚生労働省のホームページをご参照ください。

■厚生労働省トップページ > 統計情報・白書 > 各種統計調査 > 厚生労働統計一覧 > 社会福祉施設等調査 > 結果の概要 > 平成 30 年社会福祉施設等調査の概況
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/18/index.html>

◆ 令和 2 年度 社会福祉法人会計実務講座 募集開始のお知らせ（全社協・中央福祉学院）

全社協・中央福祉学院では、社会福祉法人の会計処理について学ぶことができる社会福祉法人会計実務講座の受講者を募集しています。

本講座の主な特徴は、次の通りです。

ア）入門・初級・中級（社協会計／施設会計）・上級コースから各自のレベルに応

じて選択できます

イ) 初級・中級・上級コースでは通信授業(自宅学習)とスクーリング(集合研修)を組み合わせた学習により、確かな知識として身につきます

ウ) 毎年全国から約 1,000 名の方にご受講いただいております

社会福祉法人会計基準を正しく理解し、実践していくことが社会福祉法人制度改革以降、より強く社会から求められております。皆様からのお申込みを心よりお待ちしております。

- ◆研修日程：入門コース 令和2年8月25日(火)～27日(木)
初級・中級・上級コース 通信授業：令和2年8月～9月
 - ◆スクーリング：令和2年10月～12月の間の3日間
 - ◆受講対象：「社会福祉法人会計基準」に基づく会計実務を行う社会福祉施設等の役職員
 - ◆受講料：入門コース 16,000円
初級・中級・上級コース 36,700円(税込)
 - ◆申込期限：令和2年5月15日(金)〔消印有効〕
 - ◆問合せ先：全国社会福祉協議会 中央福祉学院 会計実務講座係
TEL 046-858-1355 (平日 9:30～17:30)
- 【受講案内・申込書のダウンロードは中央福祉学院ホームページへ】
<https://www.gakuin.gr.jp/training/course307.html>